

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 入札説明書等に関する個別対話結果

	議題	資料名	ページ 番号	該当箇所	個別対話参加者からの質問内容	回答
1	現蒲生小校舎の解体工事について	入札説明書	6	第2 (1)(仮称) 蒲生学園	現蒲生小校舎の解体工事について、現在施工中かと思われませんが既存杭が抜けない等の問題は発生しておりますでしょうか。	問題は発生していません。
2	現蒲生小校舎の解体工事について	入札説明書	6	第2 (1)(仮称) 蒲生学園	現蒲生小校舎の解体工事に伴い、近隣住民の皆様から意見、要望事項は出ていますでしょうか。	近隣住民の皆様から工事による騒音、粉塵、振動等についてご意見をいただいておりますが、改善の要望事項まではいただいております。
3	予定価格について	入札説明書	23	第5、4	前回入札からの増額分について、その対象・算定根拠等をご教示頂きたいと存じます。	物価上昇等を踏まえた見直しを実施しています。詳細については公表は行いません。
4	予定価格について	入札説明書	23	第5、4	物価上昇等により、前回の予定価格から上昇していると理解しております。予定価格の内訳(設計・建設・維持管理等)をご教示頂く事は可能でしょうか。	予定価格の内訳の公表は行いません。
5	契約の条件	入札説明書	33	契約の条件	「本市は、当該議案が越谷市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。」となっているが、事業者側は提案書作成や実態として一部業務に着手しており、いかなる責任も負わないというのは無責任に感じるため、一部負担することを検討してほしい。	ご意見として承ります。
6	維持管理業務の内容変更について	要求水準書	47	第4	「維持管理業務期間中において、維持管理業務の内容の変更が必要と判断した場合、本市に対して変更を請求できるものとし、協議により決定」と御座いますが、性能発注の考え方の基、貴市と協議の上「資料13」に記載されている回数を下回る事も可能でしょうか。 ※法令点検は除く	要求水準書の当該記載は事業開始後の維持管理期間中に状況の変化等により、維持管理業務の内容の変更が必要と判断した場合のものです。提案書提出時点で資料13に記載されている実施回数等は要求水準であり、下回ることは不可とします。なお、「適宜」等と記載している項目については、事業者の提案とします。
7	修繕業務に係る事項について	落札者決定基準		4 維持管理業務に関する事項	15年間で28,000千円の予算を効果的に使用する際、貴市の求めているイメージ像は御座いますでしょうか。	具体的な想定はございません。施設の運営に支障をきたさないよう、計画的な修繕について事業者の提案を求めます。
8	地元企業の参画について	落札者決定基準		5 入札参加者独自の提案に関する事項	「代表企業が越谷市に本社がある企業の場合:2点」と御座いますが、これは地元企業が代表企業を担うことを求めているとのことでしょうか。または、上記に限らず地元企業の参画割合について「評価方法」のA～Dで評価され、代表企業が地元企業ではないことに上記評価の内数である地元企業参加ポイント以外で優劣はつけないとの理解でよろしいでしょうか。	前段: 代表企業が越谷市に本社がある企業の場合、地域経済に対する貢献度が高いと判断するもので、市として代表企業が越谷市に本社がある企業であることを条件として求めています。 後段: お見込みのとおりです。
9	関心表明書について	様式集及び作成要領	8	(3)その他	「本事業の実施にあたって、直接関係のない関心表明書等は提出不要とし、提出があっても評価の対象としない。」とございますが詳細を確認させて頂きたいと存じます。	関心表明書は、落札者決定基準 別紙1 基礎項目審査の評価基準のうち、「I. 事業計画」に示す「必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること」においてのみ本事業の実施に関連するものとし、金融機関等からの融資関心表明書のみが該当するものとし、その他の関心表明書等は提案書として受理しません。なお、「融資確約書」は融資関心表明書より確実性の高いものとなります。
10	関心表明書について	様式集及び作成要領	8	(3)その他	「本事業の実施にあたって、直接関係のない関心表明書等は提出不要とし、提出があっても評価の対象としない。」と御座いますが、具体的にご教示願います。	No.9の回答を参照ください。

	議題	資料名	ページ 番号	該当箇所	個別対話参加者からの質問内容	回答
11	契約の条件	事業契約書	33	市による本契約の終了	市の無謬性を前提に市による本契約の終了の場合の条件設定がないものと理解しますが、過去においては、政府の事業仕分けによりPFI事業契約が解除された事例がありますので、市による本契約の終了の場合に備えた条件設定をお願いできますでしょうか？	原案のとおりとします。(令和4年2月28日公表「仮事業契約書(案)」に関する質問への回答」No.52(及びNo.48)の回答を参照ください。)
12	土壌汚染対策法について				提供・提示資料並びに要求水準書においても同法に係る資料並びに調査義務の必要性の明記がありません。 蒲生学園は現在、旧校舎の解体が行われており、既存建物の杭の撤去まで完了している状況です。同法に係る各学園の敷地における土壌汚染の地歴調査または現地土壌のサンプリング調査は越谷市側にて行われており、当事業内における調査は必要なく安全であると考えて宜しいでしょうか。 同法に係る関係諸官庁への届出の写し等があれば、公開・提示願えますでしょうか、宜しくお願い致します。	前段：土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく手続きは本業務に含みます。なお、土壌汚染のおそれは無いと想定しています。(要求水準書に関する質問への回答(令和4年2月28日公表)No.1を参照) 中段：現蒲生小の解体・撤去工事においては、敷地における土壌汚染の地歴調査は行っておりますが、現地土壌のサンプリング調査は市側では行っていません。 後段：土壌汚染対策法第4条第1項及び埼玉県生活環境保全条例80条第1項の規定に基づき「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を環境政策課に提出した資料であれば公開することは可能です。【(仮称)蒲生学園】閲覧資料6として追加します。
13	蒲生学園既存杭引抜き状況について				現地説明会時に、蒲生学園視察を行なった際に、旧校舎の杭の引き抜きまで完了しているように見受けられました。 1.同上杭の引抜き後の空洞の処理はどのような方法で行われたのでしょうか、ご教示下さい。 2.同上杭引抜きに係る位置等の図面等がありましたらご提示戴けますでしょうか。 3.同上施工に関して、既存杭の引抜きが全て完了しているものと考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。 4.杭引抜きの未完成や途中存置杭等があった場合については、その位置が確認できる図面等の資料の提示は可能でしょうか、ご教示下さい。	1. 引抜き後の空洞には、流動化処理土を充填しています。 2. 現蒲生小の解体工事における杭引抜きに係る位置等の図面の公開は可能です。【(仮称)蒲生学園】閲覧資料5として追加します。 3. お見込みのとおりです。 4. 杭引抜きの未完成や途中存置杭はありません。
14	前回入札の公表資料に関する質問等の貴市回答の反映について				念のための確認となりますが、前回入札の際に公表された資料等に関する質問および個別対話の貴市の回答については、再公告の資料において変更等が無い場合は前回の貴市回答が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。(公表資料全てに関する確認になります。)	お見込みのとおりです。